

議長（山本 陽一郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

15番、門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 今、トヨタ自動車が大変なことになっております。対応が遅いということで、アメリカでは政府が乗り出してきて、今とばかり、トヨタ、あるいは日本車たたきに火に油を注ぐような行為、そして大規模なリコール問題、日本経済がおかしくなって、この春、卒業する高校・大学生の就職難、さらには鳩山政権に対する失望感、今朝の新聞を見ておりますと、鳩山内閣の支持率は36%で、2月の調査より5ポイント下落しております。何とか国民の期待に少しでもこたえてほしいと願い、本題に入りたいと思います。

佐藤町長は任期最終年度の平成22年度当初予算の編成作業に当たられました。当然のことながら、財政の健全化を図りながら、2期8年の集大成、予算内容は安心・安全のまちづくりに苦勞されたと思います。

そこで来年4月、任期満了になります。次期町長選挙に立候補されるお考えはあるのですか。まず、お伺いしたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

当町の町長選挙は、統一選挙で来年4月でございます。まだ1年余り先でございます。残されました期間、精いっぱい町政に邁進させていただきたいと思っております。

よろしく願いをいたします。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 1月14日、佐藤町長は三重県町村会会長につかれました。しかし福岡県の町村会長であり、全国の町村会長を束ねております山本さんという方ですが、地元福岡県副知事に対し、後期高齢者医療制度で有利な調査の見返りを期待し、官官接待を繰り返し、現金を送った疑いで警察に逮捕されております。このような公費垂れ流し行為は三重県ではないと信じたいのですが、いかがですか。

そして前町長は、三重県市町村振興会を通じて、数回にわたり海外視察に出かけられております。今も県の町村会は海外研修を行っているのですか。そして、もし佐藤町長がそれに参加されておるのでしたら、お答えいただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えをさせていただきます。

全国の町村会長の山本会長の件が、門脇議員の方から報告がございました。私どもの知っておる範囲内は、今のところ副会長が3名みえるんですけど、そのうちの1名の方が代行（代理）をしてみえるということ聞いております。

また、いろいろ官官接待というんですか、福岡県の副知事に対する接待というようなことだそうでございますけど、三重県の町村会はどうかということでございますけど、私の聞き及ぶところでは、三重県はそんなことはない、ございませんということでございますので、ご報告をさせていただきます。

また、県の町村会、町長の海外研修、以前には毎年執行されておりましたけど、現在では行っておりません。当然その研修にも参加するというようなことはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 町長もまだ1年あるのでというお答えでした。どうか体に十分注意されて、任期いっぱい、全力で投球していただく。そして私たちもご健闘、バックアップをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次の、四日市水道局の協力金問題に移らせていただきます。

佐藤町長は四日市水道局に対して支払いを求め、交渉すると約束していただきました。その後、前進はありましたのですか。

2つ目に、水源池付近の環境調査等の進捗状況も、わかっておったらお知らせいただきたいと思います。

なお、1月に四日市監査委員会は、共産党の四日市市議会議員から出していた協力金について、違法性・不当性は認められないとして監査請求を却下しております。それに対して町長はどう思われますか。

昨年12月24日、町内にある四日市水道施設の固定資産税にかわる国有資産等所在市町村交付金の未払い分、約1,000万円の支払いを求めて訴訟を起こされました。第1回弁論が津地裁で行われましたが、四日市事務局は、答弁書は提出されておりましたが欠席でした。第2回は2月25日に、四日市市の担当職員も出席して行われましたが、わずか数分間で終わっております。裁判は非常にスローテンポであります。スロー審理であります。最後まで上告しても争っていかれるのですか。

もう1点、水源池付近の水田では、田植えの水を田んぼいっぱいに入れても4時間でなくなってしまいます。そのために肥料や除草剤の効果がありません。水が抜けて水不足の状態になり、大変苦勞し、耕作がやりにくい深刻な問題で、当然耕作放棄につながっていきます。

そこで、水稻の生育期間であります5月、6月、7月、8月、9月、この5カ月間は四日市水道局は水源池から取水をストップして、ポンプをとめて、正しいデータを作成するよう求めて、町長の答弁をお願いしたいと思えます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） ご質問の四日市市上下水道局の協力金等について、お答えをいたします。

協力金の支払いを求めた交渉につきましては、四日市市は市の決定事項とのことで支払いを拒否しており、状況は現在も変わっておりません。

しかし、自治会を交え、協議を続けてまいりました結果、四日市市は地元自治会と良好な関係を維持したいとのことから、協力金とは異なりますが、地元自治会と委託契約を結び、その作業に対し、対価の支払いを提案してきております。

次に四日市市の監査請求につきましては、四日市市の案件でございますので、コメントする立場にはございませんので、控えさせていただきます。

また、四日市市を相手としました提訴に関しましては、最後まで争っていくのかとご質問ですが、現在の裁判の進みぐあいを申し上げますと、先月2月25日に

第2回の公判が行われたところであり、双方の証拠の確認程度しか進んでおりません。次回の第3回公判は4月22日の予定となりました。

当然、勝訴と考えているところでございますが、当方の想定を超えるような判決が出された場合は、上告することも考えたいと思っております。

最後に、水源池付近等の環境調査等の進捗状況と水源池付近の水田で水不足状態になり、取水をストップして正しいデータを作成せよとのことでございますが、この件につきましては、四日市市から東員町地内に観測井戸を設置し、責任を持って地下水の調査を行いたいとの申し出がまいりました。その調査の結果を当町に提出することも確約を得ておりますことから、調査結果を十分に分析いたしまして、対応を検討したいと考えております。

今後も問題の解決に向けて最善の努力をしてまいります。以前にも申し上げましたように、四日市市は本町に隣接する自治体であり、行政全般にわたり、友好的な関係を維持していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 昨年の9月定例会、そして、今回2回目の四日市水道局の協力金問題で一般質問をさせていただいておるわけですが、1日3万トンの水を持っていきながら、法的根拠がないから協力金の支払いができないと、ただで水を持って行って、そして四日市市民の23%に当たる消費者に有料で売っている。悪く言えば、盗んできた水で銭もうけをしている。まさにこれは詐欺行為や。四日市水道局は毎日平然とその行為を繰り返して、そして平成21年、平成22年、2カ年分の協力金をいまだにほったらかしで後回し行為は、大四日市市がやる行為ではありません。東員町民を代表して交渉に当たられる町長のご苦勞は評価しますが、さらなるご努力をお願いして、もう一度、町長の答弁をいただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君） お答えを申し上げます。

四日市市としては、協力金という形での支払いは、何度交渉しても支払うことはできないと。協力金にかわる根拠づけというんですか、根拠のある支払方法を、四日市市はいろいろと研究をされてみえます。国の方にも四日市は相談にも上がっていただいておりますし、何とか支払う方法はないかということで、じっとしておるのではないということは認めさせていただいております。

そんな中で、協力金にかわる方法を、私どももいろいろとこれから勉強もさせていただくなり、四日市ともっともっと議論を重ねて、何らかの形で見つけていきたい、そんな思いでありますので、ご理解と、ぜひお知恵もかしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 水源池から水を四日市市に送るため、長深の農道や町道には送水管が埋設されております。それらの送水管の上を維持管理するには、樹木の伐採や草刈りも伴います。今日まで長深自治会は、送水管の上の維持管理をするため、無料で無償で行って来ました。

そういう協力をしているのに、地域にあります、特に川原地区は掘り抜き井戸がたくさんあります。掘り抜き井戸の水はなくなった。あるいは打ち込み井戸をして、そして育苗に使ってみえる打ち込み井戸も、水位が以前と比べて3メートルも下がったので、打ち込み井戸のやり直し工事、それらを含めると怒り心頭やと言われます。

そして、それらの声を今まで苦情や被害を再三申し上げておるんやけども、ほったらかしで、今日まで四日市市は水を持っていっております。まさに問題解決、ほったらかしで先送りして、こうやって今、議論をしている間も送水管からどんどん持っていっております。私は一遍ここで取水をストップするべきだと思いますし、もう我慢の限界かと思えます。

そして先ほど訴訟の問題で言われましたが、第3回目が4月22日に行われると聞いております。お隣のいなべ市は、ため池の借地料をめぐる、随分長いこと裁判を重ねられております。そして一審も二審も負けております。今回さらに上告して争うことも聞いております。しかし、本町の場合は官と官の問題で、最終的には和解勧告が出て、素人考えでは、よく話し合いなさいという予想もされるんですが、町長はそこいらの見解をどうお持ちですか、お答えいただきたいと思えます。

議長（山本 陽一郎君） 佐藤均町長。

町長（佐藤 均君）           ご答弁させていただきます。

いなべ市の件を出されました。私どもとしては、いなべ市とは全然問題が違うと。法律的な解釈の違いと申しますか、そんなことでございますので、和解案というようなことも出されましたけど、そんなことはあり得ないと思っております。そんなことで、先ほど答弁させていただきましたように、上告ということも考えておるといことでございますので、どうぞご理解をいただきたく思います。

議長（山本 陽一郎君）       門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君）       次の問題に移らせていただきたいと思います。

公共工事の入札方法についてでございますが、各地で一連の不祥事も出ております。それは指名競争入札であるがために出た不祥事でございます。その指名競争入札を見直して、一般競争入札に切りかえようという動きも聞きます。本町の場合、今後談合防止について改善策は、今の方法が一番ベターだとお考えですか。そして、この談合防止や入札制度については、もうこれでよしということはありません。改善に改善を重ねていただきたいと思えます。

2つ目に、業者・職員の倫理意識、3番目には最低制限価格の定着化がしておるわけですが、メリット・デメリット等について、まずお答えいただきたいと思えます。

議長（山本 陽一郎君）       佐藤均町長。

町長（佐藤 均君）       門脇議員の公共工事の入札方法等についてのご質問でございますが、入札に関する事務につきましては、地方自治法第153条第1項の規定に基づきまして、副町長に委任しておりますので、副町長より答弁をいたします。

議長（山本 陽一郎君）       安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君）       門脇議員の、公共工事の入札方法等につきましてのご質問にお答えを申し上げます。

現在の入札方法は、議員もご承知のことでございますけども、1,000万円以上の工事につきましては基本的に一般競争入札で行っております。工事ごとに経営

事項審査総合評価値や地域要件を審査会において審議いたしまして、参加資格要件を定めているところでございます。

一般競争入札の要件に該当せず、指名競争で行う入札につきましても、それぞれ各担当課からの指名候補業者案を審査会において審議しまして、指名業者を決定をいたしております。

今後の入札方法につきましては、一般競争入札範囲の拡大や、価格のみで競争させるのではなく、工事成績、あるいは障がい者や高齢者の雇用状況、また、地域貢献活動の度合いなども評価項目といたします総合評価方式、これの導入につきましても検討してまいりたいと考えております。

ただ、私どもも一度テスト的に導入をいたしました。過去にやってみただけですが、専門家による審査会等も経て決めるといいますか、そういう形になっておりますので、非常に時間を要するという難点もございます。

次に倫理の意識でございますけども、これに関してのご質問につきましては、職員に対しましては、日ごろより公務員倫理意識の徹底を呼びかけるとともに、公務員倫理研修を実施していただいております。

建設業者につきましては、執務室への無用な出入りの規制をはじめ、予定価格の事前公表を実施いたしております。これを実施することによりまして、担当職員と業者との不明朗な関係というのは排除できるものと考えております。これらを行うことによりまして、透明性の確保ということも図っているところでございます。

また、暴力団等排除措置要綱を制定いたしております。いなべ警察署と暴力団排除に係る協定書を締結するなど、業者の健全育成にも取り組んでおります。

一般競争入札における最低制限価格は、工事の品質の確保を図る点から導入いたしておりますが、公共事業縮小により受注機会を求められまして、入札が最低制限価格へ集中する傾向が最近特に見受けられております。工事品質に細心の注意を払うとともに、これからも最善の方策を研究してまいりたいと考えております。

今後競争性・透明性を欠かないよう十分留意し、談合等、事件が生じないように努めてまいりたいと考えております。

今後もっと改善する方法ということで、ご質問でもございましたけども、電子入札等も考えてまいりたいと考えております。これもなかなか簡単に実施できるとは

考えておりませんで、相互の環境が整わないと実施することは難しいのではないかと考えておりますので、その辺もご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 談合防止ということは大変難しい問題ですが、実は桑名市では水道関係の仕事で職員が警察に逮捕されております。

水道部の持つ役割や特殊性、高い技術力、そして24時間体制の当番制、これらもろもろの問題について、随分業者の方にも無理難題を押しつけているのは事実でございます。しかし、その間に職員と業者の間であうんの姿勢が、あるいはもたれ合いが、なれ合いができてしまうおそれもあります。

そこで先般、私は、桑名市の斎藤水道事業管理者と話し合いをする中で、水道部の特殊性、これはもう一般土木とは違って、災害、突発事故、いつ事故が発生するかわからない、大変難しいが、今の桑名市のやっておる指名競争入札では、とても議会承認、議員の皆さんの支持がもらえないので、桑名市の水道部も一般競争入札を検討している、そして今やらなければならない、今やりたい仕事もたくさん抱えておるのですが、条件整備ができるまで先送りしているという話も聞きました。

一般競争入札に持っていくと話されましたが、今の副町長のように、これでよし、競争性、あるいは透明性をということは非常に難しく、冒頭に申しましたように、これが最善の方法ということはだれも断言ができません。談合防止には改善に改善をして進まなければならないと思います。

副町長、もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） お答えをさせていただきます。

水道事業に関する工事におきまして、1,000万円以上のものにつきましては例外なく一般競争入札を適用いたしておりますし、予定価格の事前公表も行っております。ですからその辺で業者との云々というところといたしますか、そういうことは生じないのではないかと考えております。それと指名競争入札の場合でも、先ほども答弁させていただきましたように、候補業者が担当課から上がってくるわけ



ですけれども、それを審査会でいろいろと審議をいたしますので、特定の業者さんをどうこうというところは、除外できているのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） もう一つ、これは四日市市で起きておる問題でございますが、環境検査ということで、排水の検査で書類を改ざんしてごまかしている問題で、その事業所へ市の職員が検査に入り、不正がわかった直後に企業の幹部と酒を飲んでおる。随分、市民感情とズレがある問題が起きております。

私は実は友人の息子さんで、新しい住まいを町内でお世話をさせていただきましたが、その方から次のような手紙をいただいております。

移住してしばらくたってから建設部に行きましたが、西庁舎に大勢の人が集まっておるので、女子事務員に「きょうは何ですよ、こんなに大勢」と尋ねたら、土木の入札があるということでした。そしたら、その隣にある会議室に町の 幹部職員と 業者の二人がドアを開けて、その会議室へ入っていった。電灯をつけてしばらく話し込んでいたが、終わって出てきて、それが大勢の前へ出てきて、一瞬の出来事で、みんながあぜんとしておった。入札前に町の幹部職員と業者の一对一の、しかも密室でこのような行為が行われておるが、東員町ではこんな行為が許されるのですか、との手紙をいただいております。

その見解を副町長、お答えください。

議長（山本 陽一郎君） 安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） 私もその件について承知をいたしておりませんが、推測でお答えをさせていただくしかないのでございますけれども、業者との打ち合わせが入札と本当に関係があったのかどうか、他のことについて、打ち合わせをされていたのではないかと推測するわけでございますけれども。入札の直前に参加業者と入札に関する工事について打ち合わせをするということは、まず考えづらいのですが。もし何かご質問があれば、工事に関して質問を受け付ける期間も設けておりまして、それぞれ受け付けをして公表をするといえますか、回答をさせていただいておりますので、別の要件で打ち合わせがされたのではないかと考えております。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 私は2月16日、桑名建設事務所の事業担当推進室の山田道路課長を訪問しました。山田課長は県の東京事務所におられ、北勢地方の道路対策について、国土交通省と折衝に当たられ、平成20年8月13日、去年、おとしになるのですが、東員町議会と木曾岬町の合同研修会にも講師として来ていただきました。

この山田課長の手腕は本町でも高く評価されており、以前、私は県の整備部長、今は天下って県の建設技術センターの所長、野田さんですが、陳情した時にも山田課長によく伝えておくでなという力強いお話を、バックアップをいただきました。

そして県も平成14年ごろから、国庫補助事業について随分取り組み方が違ってまいりまして、桑名大安線の、今行われている中上念仏橋のかけかえ工事、養父川や員弁川での大規模工事ですね。さらには県道菰野東員線の通称長深南大社線の赤坂の道路拡幅工事も、この2つの今日ある姿は、山田道路課長が東京におられる時から、国交省の補助金をもらえるようにとやられた工事で、現在も最高責任者で桑名においていただきますので、感謝も申し上げてきました。

町長もご存じのように、命を守るコンクリート予算、命の道などで、政権交代で若干、公共事業の削減が心配されておりましたが、私どもも心配して、あらゆる手段を通じて東海環状線の事業推進をお願いしていたのが、一応の推進が見込まれる予算が確保できました。

先ほど副町長が言われましたように、本町は公共事業で予定価格の事前発表、あるいは指名競争入札、最低制限価格等を設けて品質の確保に努めていただいております。しかし、事業推進には、陸の部分で私有地の使用や、あるいは地元協議、地元合意に至るまでの十分な説明、これは最低必要条件であります。それらの点について、業者のモラルも問われる問題です。行政指導はどうなっておるのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 安藤修平副町長。

副町長（安藤 修平君） お答えをさせていただきます。

各事業につきましては、町の方は、職員でございますけども、職員の中からそれぞれ監督員を任命して、その事業の監督に当たらせております。事業の監督と申しますと、事業本体はもちろんですけども、業者も含めての監督を担当することになります。彼らがそれぞれ担当してまいるわけでございますけども、対外的なといいますか、地域、もしくは地権者等々の対応につきましても、基本的には設計の中で

見込んでおりますけども、それがどう動くかというのは業者になってまいります。その辺のところも十分注意するように、業者を指導するということも含めて、担当職員には常々申しております。その辺でご理解を賜りたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 時間の関係上、最後の問題に移らせていただきます。

平成元年、総合文化センターの落成を記念し、東員町史が発行されました。それをつくっていただくのに、7年に及ぶ歳月と限りない努力で、私たちの手元にいただきました。それを折りに触れてひもとかせていただき、読むことによって、感動を与えてくれております。しかし、世の中の乱れ、開発等で、自分たちの身近にあるものが謎のままで失われようとしております。まさに今、だれかが書き残さなければ、いずれ口と耳の間にこぼれ落ちていく文化財、すべての保護、活用への取り組みをお願いして、教育長の答弁を求めたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） 門脇議員の文化財の保護・調査につきまして、お答えをいたします。

長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられた貴重な財産である文化財を次代の人々に引き継ぐために保護、保存することは、今を生きている私たちの務めでもあります。

この文化財の保護につきましては、文化財保護法でその保護の対象を定めており、その範囲は広く、有形・無形文化財から埋蔵文化財など順次追加され、近年では文化的景観が追加され、環境や景観も文化財としてとらえられるようになりました。

しかし、こうした観点から漏れるものであっても、郷土の歴史を語る上で重要な文化財も存在をします。議員がご質問で述べられたような事例も、このような埋もれた文化財の一つであるのかもしれない。

先ほど、ご提案いただきましたように、人知れず個々の方々でお守りいただいている文化財や人目に触れず埋もれている文化財を後世に引き継ぐために今、適切な保護が必要であると私も考えております。

そこで、まずはこれらの文化財の調査を行い、その存在を明らかにし、それに見合った保護、活用方法を考えてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） ありがとうございます。

私の家の近くにも大相撲の立行司、木村庄之助の墓、そして関取りの鳥羽の海の墓もありますし、行司の持っている軍配も、その墓を管理していただいております。日本の伝統文化、古めかしい日本相撲協会にも新しい風を呼ぶ動きもあります。そして、町内にはまだまだ歴史をしのぶ財産も残っております。ふるきをたずねて新しきを知る。ぜひまちおこしにつなげていただきたく、教育長の決意をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

議長（山本 陽一郎君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） 門脇議員のご質問にお答えをいたします。

私も三和校区に勤務しておりました時に、鳥羽の海の墓とか木村庄之助さんのお墓というのを調べさせていただいたことがありました。声高に私は何々を守っているという形ではなく、これを守っていただいている方は、愚直に本当に肅々とお墓を守っていただいているなということ、その姿に心から敬意を表したいと思っております。

自分たちの地域を知るといことは、その地域の先人の心に触れることでもありますし、自分たちの地域の歴史を知る、そこに誇りを持ったり、愛着を持ったりするものだとも思っております。

昨年度も自治会の方から、こういう文化財があるということで調査をしてほしいということでご依頼がありまして、私どももさせていただきました。

ただ、私どもも知らないところがありますし、もしこういうものがあるというのであれば、ぜひ情報を教えていただきたいと思っておりますし、その情報を私たちが文化財調査委員会の方へ調査を依頼して、例えば看板等をつけるのであれば、そういうような活動に結びつけていきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） ありがとうございます。

そこで、これは中国語です。多くの同僚議員が、東員町議会には中国に精通した方がたくさんみえます。先ほど来、いろいろ約束していただきました。これは町長、何と読んでいただけますか。まずお答えいただきたいと思います。テレビのワイドショーにも出たりしました。教育長は随分明るいでしょうね。読んでいただいて、意味をお願いします。自席からで結構です。

議長（山本 陽一郎君） 岡野譲治教育長。

教育長（岡野 譲治君） 門脇議員のご質問にお答えをさせていただきます。

朝三暮四（ちょうさんぼし）だと思います。

議長（山本 陽一郎君） 門脇助雄議員。

15番（門脇 助雄君） 言われるとおりです。朝三暮四。朝決めたことが夕方になって変わっておる。ぜひこういふことがないように。そして言葉巧みにごまかすなというのが、正しい中国語の解釈だと思います。どうかひとつ、今質問させていただいた中で、いろいろ答弁していただきました。こんなことのないようにぜひお願いして、私の質問を、慌てた関係上、時間を持て余して終わらせていただきます。